

建築物等の色彩変更に係る補助金交付要綱

(総則)

第1条 建築物等の色彩変更に係る補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、次に掲げる地区内に設置された既存の建築物等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び同法第88条に規定する工作物をいう。以下同じ。）のうちから、本市が交付する他の補助金等の交付を受け、又は交付を受けようとする建築物等を除いた建築物等（以下「既存建築物等」という。）について、当該地区の色彩指針に適合しない外観の色彩を当該地区の色彩指針に適合するよう塗替え（外観の張替え及び貼り付けを含む。）を行うために要する費用とする。

(1) 横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）第4条第1項に規定する景観推進地区（以下「景観推進地区」という。）

(2) 建築物等色彩協議要綱（平成11年9月1日制定）第2条に定める色彩景観形成地区（以下「形成地区」という。）

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、既存建築物等に係る塗替え、張替え及び張付けの工事につき当該工事費の3分の1とする。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(補助の期限等)

第4条 補助を受けようとする者は、景観推進地区の指定から10年以内（当該地区が形成地区に指定されていた場合は、当該指定がなされたときから10年以内）に、市長に申請しなければならない。ただし、同一建築物等の申請については、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の規定による交付申請書（以下単に「交付申請書」という。）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 見積書及び契約書の写し

(2) 色彩計画

(3) 付近見取り図、配置図及び各面の立面図

(4) 現況写真

(5) 個人にあつては、補助金の交付を受けようとする者の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別（以下この号及び次号において「氏名等」という。）を記載した書類。ただし、交付申請書に当該者の氏名等の記載がある場合は、省略することができる。

(6) 法人その他の団体にあつては、役員の名簿等を記載した一覧表
(実績報告)

第6条 規則第10条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 支出を証する書類の写し

(2) 工事完成写真

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつた場合は、完了検査を行い、適正であることを確認したうえで、補助金を交付するものとする。

(地区の色彩指針の遵守)

第8条 補助を受けた者は、補助対象となつた既存建築物等の建替え又は外観の塗替え、張替え若しくは張付けを行う場合は、当該地区の色彩指針を遵守しなければならない。当該既存建築物等の所有者が変更となつた場合も、同様とする。

(補助の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者については、この要綱による補助は行わない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 個人にあつては、補助金の交付を受けようとする者が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員である者

(3) 法人その他の団体にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人若しくは団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。